

令和4年度・5年度 島根県要約筆記者養成講習会 受講者募集要項（西部会場）

【実施主体】 社会福祉法人 はびねす福祉会

1. 目的

この講習会は、聴覚障がい者の福祉の向上と社会参加を促進し、要約筆記に必要な知識・技術および対人援助技術を持った要約筆記者の育成を目的とする。

2. 講習内容

概ね次の内容について講習を行います。

- | | |
|----------------|----------------|
| (1) 聴覚障がいの基礎知識 | (4) 対人援助の基礎理論 |
| (2) 日本語の基礎知識 | (5) 要約筆記の方法と技術 |
| (3) 社会福祉の基礎知識 | (6) 実技演習 |

厚生労働省（障企自発0330第1号）「要約筆記者養成カリキュラム等」に基づいて実施します。

3. 対象者

聴覚障がい者の福祉に理解と熱意があり、次の要件を充たす方

◆手書きコース

ア.島根県在住の18歳以上の方。

イ.受講修了後、全国統一要約筆記者認定試験を受験し、島根県意思疎通支援者（要約筆記者）として活動できる方。

◆パソコンコース

ア. 島根県在住の18歳以上の方。

イ.基本的なパソコン操作、ある程度タッチタイピングのできる方。

ウ.ノートパソコンを持参できる方（OSはWindows10以上であり、有線LANが接続できること）。

エ. 受講修了後、全国統一要約筆記者認定試験を受験し、島根県意思疎通支援者（要約筆記者）として活動できる方。

4. 募集人数

各コース15名（5名に満たないコースは開催しません）

5. 費用

受講料は無料です。テキスト代（3,670円）、教材等の一部をご負担いただきます。

6. 日程・会場（詳細は日程表のとおり）

開催期間	会場	講習時間
令和4年9月11日(日)～ 令和3年11月1日(日)	主会場 益田市須子町3-1 益田市総合福祉センター	概ね 10:00～15:00

※1. 合同講義とコース別実技があります。

※2. 規定の出席日数に満たない場合は修了できません。（講義・実技それぞれ全講座数の3分の2以上を受講し、かつ必修科目（第11講－5【総合実習】、第15講【演習】のうちどちらか）を履修すること）

※3. 日程・会場は変更する可能性があります。

7. 受講申し込み

(1) 申し込み方法

所定の申込用紙に必要事項を記入し、**郵送**または**ご持参**ください。

※申込用紙は、社会福祉法人はびねす福祉会あゆみの里ホームページよりプリントアウトしてください。

ホームページアドレス <https://www.happiness-ayumi.or.jp/>

(2) 申し込み先

社会福祉法人はびねす福祉会

〒699-5132 益田市横田町 2087 番地 1

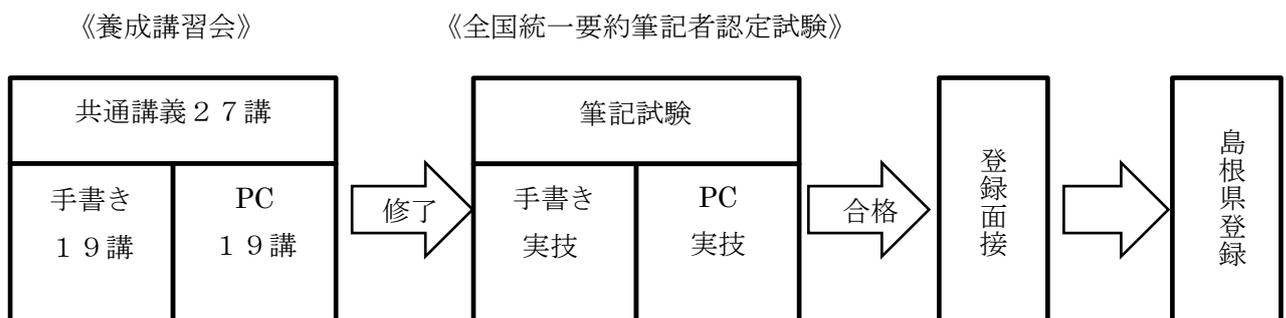
(3) 申込〆切 令和4年8月31日(水) (必着)

8. その他

(1) 手書きとパソコンの同時受講も可とします。

(2) 過去に未修了となった方も再受講できます。

(3) 講習会から登録までの流れ



9. 問い合わせ先

社会福祉法人 はびねす福祉会

〒699-5132 益田市横田町 2087 番地 1

TEL: 0856-31-5100 FAX: 0856-31-5102

mail: rainbow@happiness-ayumi.or.jp